

■ Article ■

インセンティブ報酬

東洋大学経営学部教授 金子 友裕

一 はじめに

近年、高額な役員報酬がテレビ等のメディアで話題となることがあり、社会的関心も高くなっている。

この背景には、東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」¹があり、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。」(補充原則 4-2①)とされ、インセンティブとして機能する役員報酬の設計が求められている。会社法では、役員報酬の取扱いが検討され、平成元年会社法改正²でも役員報酬(取締役報酬)に関する改正が行われ、いわゆる0円ストック・オプションが認められる等の改正が行われている。

一方で、役員報酬(役員給与)に対する税制は、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与に該当しないものは損金の額に算入せず(法法 34①)、不相当に高額な部分や事実を隠蔽又は偽装して支給する給与の額も損金の額に算入しない取扱いとされている(法法 34②③)。ここでは、業績連動給与が認められている点、業績連動給与について利益指標だけでなく株価等の指標も認められるようになったこと(平成29年度税制改正)や報酬委員会又は報酬諮問委員会における決定手続の見直し(令和元年度税制改正)のように改正が行われている点等からは、インセンティブとして機能する役員報酬を設計していると評価できる部分も見受けられる。しかし、業績連動給与は実質的に中小企業には適用できない点、不相当に高額な部分の認定において同業の類似法人との比較により運用される点(例えば、残波事件(東京高裁平成29年2月23日判決、税資267号順号12981)等からはインセンティブとして機能する役員報酬に逆行する部分も見受けられる。

本稿では、このような現状を踏まえ、インセンティブ報酬の概要と法人税法上

¹ 2021年4月6日に「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」から「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」と題する提言が取りまとめられている。なお、「コーポレートガバナンス・コード改訂案」については、金融庁HP(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406/02.pdf>)からアクセス可能となっている。

² インセンティブ報酬に関する会社法の取扱いや令和元年会社法改正の概要については、金子友裕「インセンティブ報酬の取扱い」税務事例研究178号、1-23頁(2020年11月)を参照。

の取扱いを整理する。

二 インセンティブの考え方

インセンティブ報酬におけるインセンティブには、年次賞与のような短期インセンティブだけではなく、中長期インセンティブもある。このような中長期インセンティブを導入³する目的には、ガバナンス機能向上、インセンティブ機能向上、リテンションがあるとされ、それぞれの内容は次の図表1の通りである。

図表1 中長期インセンティブの導入の目的

ガバナンス機能向上	対外的な説明力の強化や企業が向かうべき方向を経営者に強く意識づけることを念頭に、中長期的な企業価値や企業戦略と役員報酬との連動性を強化すること
インセンティブ機能向上	各役員の中長期的なミッション遂行に対するモチベーションの喚起
リテンション	優秀な経営者人材の社外流出の抑制や、外部登用や経営統合に伴って就任した役員の繋ぎ止めなど

(出典) 櫛笥隆亮編著『経営者報酬の実務』(中央経済社、2018年) 66-67頁を図表化

なお、インセンティブを付した支給という点では、支給対象は役員に限定されるものではなく、従業員や取引先にインセンティブを付す場合も考えられる。ただし、役員に対するインセンティブ報酬が、金額も大きくなりやすく、また、取引も特徴的になっているため、本稿では役員報酬(役員給与)を対象とするものに限定する。

三 現在利用されている主要なインセティブ報酬

インセンティブ報酬は、多様なスキームで利用されている。現在利用されているインセンティブ報酬の主要なものの名称と概要は次の図表2の通りである。

図表2 主要なインセンティブ報酬

³ この点は、経済産業省「「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—」(2020年9月時点版)でも、インセンティブ報酬導入の意義として、「株式報酬や業績連動報酬の導入が促進されることで、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、我が国企業の『稼ぐ力』向上につなげる。特に、株式報酬については、経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるといった利点があり、その導入拡大は海外を含めた機関投資家の要望に応えるもの。」と指摘されている。

名称	概要
株式報酬型ストック・オプション（いわゆる1円ストック・オプション）	権利行使価格を1円に設定した株式報酬型のストック・オプション（制度）
業績連動型ストック・オプション（無償発行のもの）	業績条件を付し、株価上昇のみならず、業績向上へのインセンティブも付した形のストック・オプション（制度）
権利確定条件付き有償新株予約権（いわゆる有償ストック・オプション）	企業がその従業員等に対して権利確定条件（業績条件など）が付されている新株予約権（ストック・オプション）を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む報酬制度
時価発行新株予約権信託	親会社等が信託の委託者となり、権利確定条件付き有償新株予約権と同様の新株予約権を信託に対して有償で発行し、規程に従って従業員等に付与されたポイントに基づき、当該新株予約権を従業員等に付与する形の報酬制度
株式交付信託	自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された役員等に信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度。役員向けに導入されるものは、「役員向け株式交付信託」などと称される
事前交付型譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）	譲渡制限を付した株式を事前に交付し、勤務に応じて当該制限を解除する形の株式報酬制度
事後交付型譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック・ユニット）	株式を、一定の勤務対象期間後に交付する形とした株式報酬制度。通常は、譲渡制限のない株式を交付するもの
初年度発行型（事前交付型）パフォーマンス・シェア	中長期的な一定の業績等条件の達成によって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式を、対象期間の開始時に交付する形態の株式報酬制度
業績連動発行型（事後交付型）パフォーマンス・シェア（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）	中長期的な一定の業績等条件を達成した段階で報酬としての株式（又は株式数に応じた金銭）が交付されるような株式報酬制度

パフォーマンス・キャッシュ	一定の業績等条件を達成することで報酬額が決定する現金報酬制度
ファントム・ストック	仮想的に株式を付与し、その配当受領権や株式の値上がり益を事後的に現金で受領する報酬制度
ストック・アプリーション・ライト	仮想行使価格と報酬算定時の株価との差額を現金で受領できる報酬制度

(出典) 日本公認会計士協会、会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」6-7頁を参照し、図表化。

これらのスキームをそれぞれ詳細に説明する紙幅はないことから、特徴的な差異を示せば、交付するものの差異(金銭、ストック・オプション又は株式)、事前交付か事後交付か、権利行使価格はいくらであるか、となる。

四 法人税法上の取扱い

近年の役員給与に関する税制改正の概要は図表3の通りである。

図表3 近年の役員給与に関する税制改正の概要

平成28年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・特定譲渡制限付株式を事前確定届出給与として損金算入の対象へ ・利益連動給与について、対象となる指標(ROE等)を追加及び明確化
平成29年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・株式交付信託やストック・オプションなど各役員給与類型について、全体として整合的な税制となるよう見直し ・特定譲渡制限付株式、ストック・オプションに係る課税の特例の対象を、非居住者役員や完全子会社以外の子会社の役員にも拡大 ・業績連動給与(利益連動給与)について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したものも損金算入の対象へ
平成31年度(令和元年度)税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・業績連動給与に係る損金算入手続について、報酬委員会等における審議を充実させ、効果的に活用する観点から報酬委員会等の構成の要件等を見直し
令和2年度税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡制限付株式の相続時の取扱いの整備、株式等の無償発行制度創設に伴う整備 ・証券取引所における独立性基準見直しにあわせた独立職務執行者の定義の見直し等

(出典) 経済産業省「「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—」(2020年9月版)10頁。

これらの改正を受け、現行の法人税法ではインセンティブ報酬の各スキームの損金算入のための要件が緩和されてきている。

各インセンティブ報酬の損金算入は、事前確定届出給与や業績連動給与の条件等に依存することになるため、各スキームの具体的な条件に依存することになるが、法人税法における役員給与の損金算入の要件を満たす可能性があるかどうかを図示すると図表4のようになる。

図表4 法人税法上の損金算入の可能性

名称	法人税法上損金算入の可能性があるもの
株式報酬型ストック・オプション (いわゆる1円ストック・オプション)	事前確定届出給与 又は 業績連動給与
業績連動型ストック・オプション(無償発行のもの)	
権利確定条件付き有償新株予約権(いわゆる有償ストック・オプション)	
時価発行新株予約権信託	
株式交付信託	
事前交付型譲渡制限付株式 (いわゆるリストラクテッド・ストック)	事前確定届出給与
事後交付型譲渡制限付株式 (いわゆるリストラクテッド・ストック・ユニット)	
初年度発行型(事前交付型)パフォーマンス・シェア	業績連動給与
業績連動発行型(事後交付型)パフォーマンス・シェア (いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット)	
パフォーマンス・キャッシュ	
ファントム・ストック	
ストック・アプリケーション・ライト	

(出典) 経済産業省「「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—」(2020年9月時点版)34頁等を参照し、図表2に当てはめている。

五 おわりに

本稿では、インセンティブ報酬の概要と法人税法上の取扱いについて、図表を用いることで限られた紙幅の中での整理を試みた。それでも、限られた紙幅での

整理が難しいというのが率直な感想であり、それだけ複雑なものとなっていることの証左であろうと思われる。

最後に、インセンティブ報酬に関する法人税法上の課題等を指摘しておくこととする。法人税法34条1項の規定について、内国法人がその役員に対して支給する給与を「損金の額に算入しない」とした上で、一定の場合のみ損金算入を認めるというような規定となっている⁴。このような規定の方法では、インセンティブ報酬による新たなスキームを導入した場合等には少なくとも上記の3つの場合に該当しないときには否認されることになる。その重要性や必要性が認められれば税制改正等により条件の緩和（例えば、利益連動給与から業績連動給与）等を通じて損金性が認められることになるかもしれないが、当初は損金不算入の取扱いとすることを前提としていることになる。

また、業績連動給与は、適用法人から同族会社が除かれていること及び利益の状況を示す指標等が有価証券報告書に記載されることが要求されていること等から、事実上、中小企業には適用できないものとなっている。この点は、操作性を排除すること等を考慮すれば、客観的な指標が必要になるということかと思われるが、役員に対するインセンティブの付与は大企業のみ該当するものではない以上、中小企業への適用も考慮すべきであろう。安易に客観的な指標がないと断じるのではなく、どのような指標であれば課税上許容可能であるかという議論が活発になる必要があるものと思われる。

《 参 考 》

- 金子友裕「インセンティブ報酬の取扱い」税務事例研究 178号、1-23頁（2020年11月）
<https://jtri.or.jp/books/detail.php?id=516>
（日本税務研究センターのHPでは、「直近1年の『税研』の“特集”及び『税務事例研究』はどなたでも閲覧できます。」とされている。）
- 金融庁「コーポレートガバナンス・コード—会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために—（改訂案）」
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406/02.pdf>
- 経済産業省「「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—」（2020年9月時点版）
<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930001/20200930001-1.pdf>

⁴ この規定の解釈として、そもそも役員給与が損金の額となりうることを前提に、別段の定めとして損金の額にならない場合を示しているにすぎないという見解もありうるが、文理的には役員給与の損金性を原則否定した上で、一定の場合のみ例外的に損金算入を認める規定のようになっている。

- 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード—会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために—」(2018年6月1日)
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000000xdn5.pdf>

- 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」(2019年5月27日)
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-11-15-2-20190527.pdf

- 日本公認会計士協会、租税調査会研究報告第35号「法人税法上の役員報酬の損金不算入規定の適用をめぐる実務上の論点整理」(2019年10月7日)
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-2-35-2-20191007.pdf

以上